

人事労務レポート

今回のテーマ

有期雇用契約の注意点

< 契約更新・期間満了の取り扱い >

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5

金子ビル401

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

契約期間の定めのない正社員と異なり、契約社員やパートタイマーについては、業務量に応じ雇用の調整を図れるよう期間の定めのある(有期)雇用契約を結ぶのが一般的です。人件費コストの固定化を回避できる雇用形態として広く使用されている有期雇用契約ですが、契約更新手続き等に不備があると、雇用を終了したいときに終了できるという本来の目的を果たせない事態になることがあります。

今回は有期雇用契約における注意点を解説します。

1. 契約期間の上限

「労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、3年を超える期間について締結してはならない。」(労基法第14条)

半年間や1年間の契約期間を設けるケースがよく見られますが、有期雇用契約を結ぶ場合、原則として契約期間の上限は3年となります。ただし、専門的知識を有する労働者(公認会計士、医師、弁護士、等)や60歳以上の労働者については、例外として5年まで認められています。

2. 契約期間内での解雇は可能か？

期間の定めがない正社員の場合には、いつでも解約の申し入れが可能(民法627条)とされますが、有期雇用契約の場合には、「やむを得ない事由がなければ」契約期間が満了するまでの間、解雇することができません(労働契約法第17条)。期間満了による退職という効果がある反面、契約期間内の解雇については、厳格な制限を受けることとなります。労働者もやむを得ない事由がない限り、期間途中での退職はできません。

また、期間途中での解約について、「当事者の一方の過失によって生じたものであるときは、相手方に対して損害賠償の責任を負う」(民法628条)とされます。よって、業務の縮小といった労働者個人に直接的な責任がない場合には、残りの契約期間の賃金を負担する義務が生じることとなります。この点を踏まえたうえで、契約期間途中での解雇はくれぐれも慎重に行う必要があるといえます。

3. 雇い止めに関する注意点

契約期間満了で退職してもらう場合(雇い止め)には、下記の点をあらかじめ気をつけておく必要があります。

(1) 契約書締結・更新手続きを正確に行う。

雇い入れ時、契約期間、更新の有無、更新の判断基準を明記した雇用契約書を取り交わしておくことが大前提です。そして、更新の際、新たな契約期間等について労使双方で十分に確認することが大切です。契約満了後に更新手続きをとっていたり、契約書の内容を確認せずにただ署名・押印だけしていたりすると、期間の定めのない契約

に変わったとみなされ、その後契約期間満了により退職をしてもらおうとしても認められなくなることがあります。

(2) 30日以上前に予告をする。

「1年以上継続して雇用している人」と「3回以上契約を更新している人」(平成20年3月改正)については、契約満了日の30日前までに更新をしない旨を予告しなければなりません。

(3) 言動に注意する。

「これからもずっと働いてほしい。」

「よっぽどのことがない限り更新しないことはない。」

更新手続きはしていたものの、このような労働者に対して雇用継続の期待を抱かせるような言動がなされていると、その後の雇い止めについて、解雇権の濫用と同じように考えられ、雇い止め自体が無効とされる場合があります。

4. その他のポイント

労働保険、社会保険の適用

労災保険：労働者全員加入

雇用保険：原則全員加入。ただし、一般社員より労働時間の短いパートの方等については、1年以上雇用する見込みがない場合は対象外。

社会保険：2ヶ月以内の契約期間の場合は加入対象外。引き続き雇用される場合はその時点で加入。

特定受給資格者

契約更新により3年以上雇用が継続した場合において、契約期間満了で退職した場合、特定受給資格者として失業手当の優遇措置が受けられます。

有給休暇の付与

3ヶ月後に契約期間満了で退職が決まっている、といったような場合でも、雇い入れ後半年経過した時点で有給を与えなければなりません。

今月の主な労務関連手続き

・労働保険年度更新(5月20日まで)

コラム

6月より年金加入者全員に年金加入記録が記載された「ねんきん特別便」が送付されます。社保事務所に「事業所で配布する」と回答を出した事業所については事業所あてに従業員分がまとめて送付され、それ以外は本人あてに送られてきます。いずれにしても、今後、従業員本人より、書類の見方や疑問点について問い合わせがくることが予想されます。ご不明な点がありましたら、代わりにお答えしますので、山口事務所までご連絡ください。